

<p>事業名</p>	<p>専任組織を設置し、ウクライナ避難民を支援します！</p>
<p>ここが ポイント</p>	<p>◆国や東京都、在日ウクライナ大使館等と連携し、必要な支援を速やかに実施します。</p>
<p>概要</p>	<p>区は、今後、ウクライナ避難民の方々が区内に居住することを見据え、令和4年4月12日(火曜)に<u>ウクライナ支援の専任組織を設置</u>しました。国や東京都、在日ウクライナ大使館等と連携し、必要な支援を速やかに届けていきます。</p> <p style="text-align: center;">専任組織の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ウクライナ避難民支援担当課長(2名) ➢ 地域振興課ウクライナ避難民支援担当係長(2名) ➢ 係員(1名) <p style="text-align: center;">これから区が予定している支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ウクライナ避難民相談窓口の設置 ウクライナ語及び英語対応可能な通訳を配置し、行政手続きだけでなく、日常生活にも寄り添った相談窓口を設置 ■ 在留資格変更手続きの支援 東京都行政書士会港支部と連携し、在留資格を「短期滞在」から「特定活動」に変更する手続きに関する支援を実施 ■ 避難民カウンセリングの協力 在日ウクライナ大使館が実施する避難民を対象としたカウンセリングの会場を無償で提供【会場】国際交流スペース(北青山1丁目) <p style="text-align: center;">これまでに区が行ってきた支援・対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 区の声明を発表 ロシア連邦によるウクライナ侵攻について、区の声明を発表(令和4年3月3日) ■ 救援金の受付 区(日本赤十字社東京都支部港区地区)の各総合支所の窓口で、ウクライナ人道危機救援金の受付(令和4年3月7日～) ■ 大使館・避難民への支援 ウクライナ大使館に、支援物資の一時保管場所を提供(令和4年4月1日～) 避難民への支援としてウクライナ大使館に音声翻訳機を無償貸与(令和4年4月1日～) ■ 区内中小企業への支援・相談 原油価格高騰等の影響を受けている区内中小企業の経営相談(令和4年3月1日～)
<p>問合せ</p> 	<p>課長 ウクライナ避難民支援担当課 太田 ☎ 03-3578-2525(直通)</p> <p>課長 ウクライナ避難民支援担当課 矢ノ目 ☎ 03-3578-2522(直通)</p>